

○東京藝術大学事務幹部会議規則

平成24年4月1日
制定
改正 平成25年10月24日

(設置)

第1条 本学に、事務幹部会議（以下「幹部会」という。）を置く。

(目的)

第2条 幹部会は、本学における諸課題に関して事務系幹部職員の立場から協議することを目的とする。

(組織)

第3条 幹部会は、次の各号に掲げる職員で組織する。

(1) 事務局長

(2) 課長

(3) 事務長

(議長)

第4条 幹部会は、事務局長が招集し、その議長となる。

2 事務局長が事故あるときは、総務課長がこれに代わる。

(会議)

第5条 幹部会は、事務局長がその必要を認めたとき開く。

(委員以外の者の出席)

第6条 幹部会は、必要に応じて、第3条に規程する職員以外の者を出席させ、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 幹部会の庶務は、総務課課長補佐が担当する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか幹部会の運営に関し必要な事項は、幹部会が定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。